

藤元議員 5点について質問させていただきます。最初に交差点の改善についてであります。今回取り上げる場所は、海部病院優先道路（県道日和佐牟岐線）と町道瀬戸川南線が交わる交差点であります。この交差点は、海部病院の新築移転に伴い、国道55号線から海部病院に向かう道が優先道路となり、新たに白線が引き直され、新たな通行方法になったところであります。実は、この道路の利用者から「何であんな通り方をしないといけないのか」という不満や疑問の声を多数お聞きしています。私も通ってみてそのことを感じました。おそらくあの交差点を通った多くの方は、そのことを感じられるだろうと思います。ただ、あのような構造になったのは、町・県の担当者、警察も加わり安全性、利便性など総合的に判断されたのだろうと思いますので、感情論だけで安易なことは言えないということから、私なりに調査をして、今回質問させていただいています。6月5日から11日までの1週間、毎日一時間ずつ時間を変えながら交差点を通過する車の台数、通行方向など調査しました。その結果がお渡しした資料です。短期間・短時間の調査ですので、正確な調査とは言えないかもしれませんが、あの交差点の通行に関するおおよその傾向が掴めたと思っています。この調査で明らかになったことは、折れ線グラフをご覧いただきたいと思いますが、一つは、午前8時過ぎになりますと、海部病院の職員が主だと思われますが、コースで言いますとCコース、国道55号線から優先道路を使って病院に向かう車が一気に増えます。そして診察や治療を終えて帰るのだと思いますが、10時半頃からは病院から優先道路を通り国道に出るDコースの車が増え、時間とともに減っていきます。正観寺方面から国道に向かって直進する車、国道から正観寺方面に直進する車は、行ったり来たりしているという感じで台数はほぼ同じです。そして、E・Fコースである、正観寺方面から左折し病院方面、病院から出て右折し、正観寺方面に向かう車はほとんどないということです。利用者のみなさんが不満・疑問に思っているのは、正観寺方面から国道方面に直進しようとする場合です。現在の走行の仕方は、交差点の手前10mほど手前で一旦停止し、ポールに沿って左にハンドルを切り、優先道路に入る前に再度停止し、右に指示器をつけ、右にハンドルを切りながら直進しなければならないということになっています。今回の調査で、利用者のみなさんから「何であんな通り方をしなければいけないのか」という声は、単なる面倒であるとか、感情論ではなく、妥当な声だと思います。安全第一に考えなければならないのは当然ですが、この程度の交通量で、しかも見通しの良いあの交差点で、現在のような走り方をしなければならない合理的な理由は見当たりません。ましてや杉王地区から避難所への道路が完成すれば、さらにこの交差点の通行量は減りますし、バイパスが完成すれば激減することは間違いありません。物事は、実際にやってみないと分からないことが確かにあります。しかし、やってみて不合理であれば改めるべきだと思います。無

理やり左にハンドルを切らせるポールは取り除き、停止線も優先道路に入る手前の1本にするなど、改善が必要だと思いますが、どうお考えなのかお伺いします。つぎに小学生・中学生の就学援助に含まれる入学準備金支給の前倒しについてお伺いします。就学援助の件については、この場でも何度かお伺いをし、課題は残していますが、一定の前進が図られたと認識しています。ただ、全国的に生活保護受給者が増えている現状が示しているように庶民の暮らしは決して好転しておらず、就学援助の充実がさらに求められています。とにかく保護者の経済的理由により、子ども達の学ぶ権利、健やかな成長する権利が侵されることのないよう行政は配慮しなければなりません。就学援助は、教育の機会均等を保障した憲法、経済的な理由により就学が困難と認められる保護者に対し、市町村は必要な援助を与えなければならないとする学校教育法などを法的根拠としていますが、本町の場合、生活保護基準の1.3以下を基準に収入の少ない家庭に対し、準要保後世帯として定められた金額を援助しています。実は、今、本町の小学校・中学校では6月中を期限にその申請を受け付けていまして、7月の教育委員会で申請が認められれば、8月頃から支給されるということになっています。本年3月議会で、「就学援助対象者は何人か」と私の質問に対し、人数が確定しておらず、昨年度の実績を参考に予算計上してあると教育次長から答弁したのは、そういう事情があるからです。入学してからの就学援助の申請・許可・支給の一連の流れは本町だけでなく、全国的に同じであります。ここで改善が求められるのが、小学校・中学校の新入学生に支給される入学準備金であります。就学援助は必要な時に必要な援助というのが基本だと思いますが、現状は入学準備金が入学から数か月してから支給されるということになっているわけです。これでは実態に合わないということもあり、独自に入学準備金の入学前の支給に取り組む自治体が増えていく中で、対応が遅いと言われても仕方がないと思いますが、本年3月31日付けで、文科省から「援助を必要とする時期に速やかに支給が行えるように」と交付要綱の一部を改正し、交付対象も「児童又は生徒」に「就学予定者」を追加したとの通知が県教育委員会に届いており、牟岐町教育委員会にもその連絡があったと思います。金額も小学生では20,300円から40,600円に、中学生は23,700円から47,400円に倍増されています。これで、本町でも入学準備金の前倒しがやる気があれば可能になったということなので、ぜひ、来年度から取り組むべきだと思いますが、どのようにお考えなのかお伺いして、つぎの質問に移ります。臨時職員、正確には臨時的任用職員と言うようですが、役場で働く臨時職員の方々の処遇改善についてお伺いします。日本の働く人の4割は非正規労働者であり、そして4人に1人は、年収200万円以下のワーキングプアと言われる方々だと言われています。これでは、将来に希望を持って働くことができません。これが働き方改革という名で推し進めら

れてきた労働法制の改悪の結果であります。このような働かせ方が、青年の将来への希望を奪い社会全体の個人消費を押し下げ、これが景気回復を妨げている原因のひとつになっているわけであります。したがって、官民ともに働く人の労働条件を改善していくことは個人の生活だけではなく、地域全体の活性化にもつながっていくわけであります。こういう観点から質問させていただきます。現在、牟岐の役場には38名の臨時職員が働いておられるとのことであります。比率で言いますと、4月1日付け組織図では正職員が73名になっていますので、34%は臨時職員で占めているということになります。今や牟岐町の行政サービスは臨時職員なしでは成り立たないという状況になっているわけであります。保育所においては、非正規の職員より正規の職員が多いという現状です。したがって、臨時職員の方々にその役割をしっかりと果たしていただくためにのそれなりの処遇の改善が必要だと考えます。臨時職員の処遇を考える場合、使用者に対し弱い立場にある労働者を保護するため最低の労働条件を定めた労働基準法を守ることが最低の条件ということになります。この基準に満たない就業規則や規定は無効であります。臨時職員の処遇改善にはいくつか課題があると思いますが、今日は、年次休暇の繰り越しに絞って質問させていただきます。本町の平成29年度臨時的任用職員の取り扱い規定によりますと、臨時職員の有給休暇は6月で10日になっており、更新してさらに6か月働く場合は20日になります。それ自体は労基法の基準を上回っていますので、評価されて良いと思いますが、労働基準法では、年次休暇の繰り越しは2年を越さない範囲で認められているにもかかわらず、臨時職員には繰り越しは認められていません。例えば、勤め始めて2年目になる本町の正職員が年休を10日間しかとらなかった場合、翌年に10日繰り越しができ、30日間の年休を取れるということになります。しかし、臨時職員は、実際、何年も同じ職場で連続して働いているにもかかわらず、一旦辞めたという形になるため、繰り越しは認められていないのです。最初に実態把握のため、また、あとの質問とも関連しますので、お聞きしますが、臨時職員38名の各課ごとの人数をお示しく下さい。つぎに現在働いておられる臨時職員の方で再任用され2年以上働いておられる人数は何人でしょうか。お伺いいたします。3番目に先ほども申し上げたように、臨時職員は、実際に2年、3年連続して働いたとしても年休の繰り越しは認められていません。それは、地方公務員法第22条を任用根拠にしているため、法的には一旦辞職するという形になるためです。ただ、臨時職員により実際の行政サービスが支えられているという現実を背景に総務省自治行政局公務員部長名で出されている「臨時・非常勤職員及び任期付き職員の任用等について」とされる通知を無視するわけにはまいりません。平成26年7月4日に出されたので、通称7・4通知と呼ばれているものです。この中で「労働基準法における年次有給休暇の付与に係る『継

続勤務』の要件については、勤務の実態に即して判断すべき」とし、「労働契約期間の終期と始期の間に短時日の間隔を置いているとしても、必ずしも当然に継続勤務が中断されるものでないことに留意すること」としています。すでに年金や社会保険もこのような考えに基づき任用を繰り返す場合は、被保険者資格を喪失させることなく取り扱われています。労働基準法を守り7・4通知の主旨を尊重するとすれば、臨時職員の年次有給休暇の繰り越しに道を開くのは当然だと考えますが、見解をお伺いします。つぎに教師の過重労働の改善についてであります。昨年12月議会におきまして、教師による犯罪が次々報道される中で、教師の個々の資質だけではなく奥深い問題が潜んでいるのではないかと質問しました。教育長からは、「本町の学校でも起こる問題として捉え、町内校長会など、あらゆる機会を通して服務規律の確保や綱紀斎正について、指導の徹底を図るとともに、学校行事の精選や部活動における外部指導の活用など、教師の負担軽減を図る負担軽減策を検討したい」と答弁がありました。その後、5月に「2016年度公立小中学校教員の勤務実態調査」が文科省から発表されました。驚く調査結果でありました。中学校教師の約6割、小学校教師の約3割が週60時間以上勤務し、労働省が過労死ラインとしている月80時間以上の残業をしているということでもあります。そして、病気休職者年間8,000人のうち5,000人がうつ病などの精神疾患だそうです。一日の勤務時間も管理職である副校長や教頭も12時間を超えているということでもあります。まさに異常事態と言わなければなりません。一時、教師は聖職か労働者かという議論があったときがありました。聖職的側面を持つ労働者というのが正解だと思っていますが、教師も生身の人間です。家庭に帰れば子育てもあるし、介護もあります。授業の準備のために学習も欠かせません。自らの趣味もあります。たまには家族旅行もしたいと思います。何より教師の疲弊・犯罪で影響を受けるのは子ども達です。異常な事態が明らかになっている以上、早期に抜本的な対策を講じなければなりません。そこでお伺いします。本町、小中学校教師の労働時間の実態と、今後どのような改善策を考えているのかお聞きし、つぎの質問に移ります。つぎに特定不妊治療費の助成についてであります。この件についても昨年3月議会に質問させていただいていました。不妊治療には多額の自己負担がかかるので、県事業に上乘せする形で、本町でも取り組んだらどうかという内容でありました。町長からは「今後、国や県の動向、他市町村の状況も注視しながら早急に結論を出したい」との答弁をいただきました。あれから1年3か月、何らかの制度を設けた自治体は、当時の12町村から、本年3月時点では16市町村にまで広がっています。本町の総合戦略においても計画されており、1歩を踏み出すべきだと思いますが、ご見解を伺って質問を終わります。

杣富議長 福井町長。

福井町長 藤元議員のご質問のうち、就学援助の前倒し支給についてと、教師の過重労働の改善については、教育長からお答えしますので、私は交差点改善についてと、臨時職員の処遇改善と、特定不妊治療費の助成についてお答えいたします。まずは、海部病院に至る交差点の改善についてですが、議員ご指摘のとおり、非常に通行しにくくなったとのことで、私も、5月初めに、牟岐署へ協議に参りました。すると、牟岐署も、これは徳島県警察本部からの指導であり、徳島県の統一的なルールであり、我々も勝手に変えられないとのことで、本部に照会して頂きました。その結果、ポールは将来的には撤去することも可能であるが、今回、幹線が変わったことから、町民の皆様に事故防止に向けた注意喚起を図る必要があることから、また優先道路が変わったということを十二分に理解していただく必要があることから、当分の間は、ご協力いただきたいとのことでした。確かに、正観寺方面からお越しの方は、通行にご不便をお掛けいたしますが、まずは事故防止のためということでご理解いただきたいと思います。つぎに、臨時職員の処遇改善についてですが、臨時職員の任用、処遇については、『町条例の職員の勤務等に関する条例、規則』に準じ、『臨時的任用職員の取扱い規程』により運用しています。任用は6か月契約で1年間の任用期間となります。現在臨時職員の人数は33人ですが、1年以上任用している方が20人います。常態的に臨時職員を任用している部署については、臨時任用ではなく正規職員として採用すべきであると考えますが、保育士等の資格を有する方の募集に苦慮している状況です。今後、常態的に臨時任用している部署については、他の部署との整合性や財政状況も勘案しながら計画的に採用する方向で考えていきたいと思っています。臨時職員の年次有給休暇については、現在1年間の任用契約であるため、採用段階で20日間の年次有給休暇である旨の説明を行っています。そして、年休については20日間取得できるよう各課で調整し、計画的に取得しています。引き続き任用した職員についても単年度契約のため、前年度に取得できなかった日数分の繰り越しは行っていないです。今後とも、単年度での年休取得を基本としたいと考えていますが、なお単年度契約においても繰り越しできるかどうかを関係法令等に基づき検討してまいりたいと考えています。なお、各課ごとの臨時職員数等については、後で担当課長より説明させます。つぎに、特定不妊治療費の助成についてですが、これは、樫谷議員のご質問にありました。できるかぎり今年度中に条例等を整備し、来年度から実施してまいりたいと思います。以上です。

杣富議長 峯野教育長。

峯野教育長 私からは、小中、新入生の入学準備金の前倒し支給、それから、教師の過重労働の改善についてのご質問にお答えいたします。まず、小中、新入生の入学準備金の前倒し支給についてですけれども、議員のお話しにもありましたように、本年度から中学校だけでなく、小学校についても、入学する年度の開始前に支給した「新入学児童生徒学用品」、いわゆる入学準備金を国庫補助対象にできるよう「要保護児童生徒援助補助金交付要綱」の一部が改正され、単価につきましても昨年度より倍額になっています。今回の支給前倒しの対象は、国の補助金があてられる生徒保護世帯ですが、本町では、単価の倍額については、準要保護世帯に対しても、生活保護世帯に準じて運用していくようにしています。新入生の入学準備金の3月支給を目指すべきでないかというご質問ですが、本町の就学援助の支給時期は、毎年、6月末まで申し込みを受け付け、7月の定例教育委員会で要件等を確認し、認定された保護者に、8月から4月に遡って支給しています。就学援助の認定については、就学援助の趣旨からも、できる限り直近の経済状況を審査する必要がある、前年の世帯の所得額を基準にしています。入学準備金を入学前の3月に支給するためには、申請時期を早める必要があります、そのためには、所得証明書の発行も早める必要があります。関係課に問い合わせたところ、所得証明書の発行は、6月1日以降でないと難しいということで、今のところ、前倒しでの支給につきましてもは困難であると考えています。県教育委員会の担当者からの情報では、本年度、入学準備金を前倒しで支給している自治体はないということでしたが、経済的に苦しい家庭の子ども達が入学する際に、ランドセルや制服などを揃えなければならない事情もあることから、支給時期を早めることについて、他県の状況も参考にしながら、今後、検討していきたいと考えています。つぎに教師の過重労働の改善についてですけれども、議員ご指摘のように、文部科学省が公表した公立校の教員の調査で、小学校教員の約3割、中学校では約6割の教員が「過労死ライン」を上回る時間外労働をしている実態が明らかになり、大きな社会問題になっています。教員の長時間労働の背景には、「ゆとり教育」から「学

力重視の教育」にカジを切った現行の学習指導要領により、授業時数が増加したことや、社会変化に応じたさまざまな教育改革が学校教育に求められるようになり、新たに取組まなければならない教育課題が増えたことが挙げられます。また、それに伴い出張や研修が多くなり、計画書や報告文書の作成など事務的な業務も増えています。教育委員会としましては、調査結果を重く受け止め、教員の長時間労働を改善し、教員がゆとりを持って子ども達に向き合う環境整備を進めていくことが重要であると認識しています。本町の教員の实態につきましては、今のところ実施していませんが、管理職からの聞き取り調査で、文部科学省の調査結果に近い勤務実態が報告されています。改善策としましては、町内校長会や学校訪問を通して、学校行事の見直しや会議・事務の効率化、また、部活動の指導に「ノー部活デー」を設けるなど、適切な対応を図るよう指示しています。教員の長時間労働の問題は、当然のことながら、個々の学校や教育委員会の努力や取り組みだけでは改善できる問題ではありません。現在、文部科学省は、多様な外部人材を活用した「チーム学校」を進めており、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの増員や事務職員の業務の拡大、また、部活動の指導が教員の長時間労働の大きな要因になっている実態から、「部活動指導員」を学校職員に位置づけ、教員に代わって指導や引率が可能となるよう制度を改める取り組みを行っています。スポーツ庁においても、部活動に関する「ガイドライン」を策定すると聞いています。教育委員会としましては、こうした国の動向を注視しながら、教員の働き方の改善について、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。以上です。

杣富議長 寒葉建設課長。

寒葉建設課長 私からは、藤元議員の交差点改善につきまして、町長答弁の補足としてお答えさせていただきます。まず海部病院への進入道路と町道瀬戸川南線との交差点につきましては、藤元議員の1週間における現地調査の内容で車の通行が時間的に調査されており、大変参考になっています。さて、議員ご

質問の正観寺側からの国道に向かつての停止と誘導関係が問題とのご質問ですが、この線形には、町道瀬戸川南線から県道日和佐牟岐線への進入路となりますので、一旦停止の後、交差点進入は主道路に対して直角に浸入する原則がありますので、現在のようにポストコーン、誘導線矢印により左右に進入する線形となっています。この線形につきましては、県の方で県警交通規制課との協議を道路構造令、道路交通法の中での現地協議を含めて協議を重ねた上での決定線形であります。議員ご指摘のように町道から国道に向けて真っ直ぐに近い形であれば従来とほぼ変わらないとは考えますが、左折する車が確かに少ない状況ではありますが、絶対にゼロということにはならないので、交通安全上でのルールとなっていますので、ご理解をいただければと考えます。なお、地域に住まわれている方への周知ということで、山田地区におきましては、回覧等で通行ルートの変更のご案内をしていただいたところですが、新しく通行される方には戸惑いが見受けられると思いますが、交通安全上でのルールの中での線形ですので、この形での通行でお願いしたいと考えているところです。停止線につきましては、一旦停止の後、県道まで少し距離があるため指導停止線となっており、安全上での対策となっています。以上です。

杣富議長 浜内総務課長。

浜内総務課長 私からは、藤元議員の臨時職員の処遇改善について、町長答弁の補足ということでお答えします。まず、各課ごとの臨時職員数についてですが、期間限定及び短時間勤務の職員は除いていますが、総務課1名、住民福祉課2名、これは隣保館職員です。健康生活課1名、産業課3名、これは地域おこし協力隊2名と観光協会1名です。建設課3名のうち2名は現場職員です。水道課1名、議会事務局1名、教育委員会11名、内訳は委員会3名、図書館2名、町費支弁の学校教員6名、学校用務員1名です。保育園9名、保育士8名と栄養士です。合計33名が臨時職員です。その33名のうち2年以上任用の職員は20名現在います。臨時職員の任期については、地方公務員法第22

条により最長１年以内と規定されており、本町においても６か月契約の１年任期としていますが、先程議員の指摘がありましたとおり、平成２６年７月４日の総務省通知によりますと、「再度任用について同一の職務内容の職に任用されること自体を排除させるものではない」とされています。また、「任期付職員の任用についても積極的な活用を検討されたい」とあります。現在、保育士等資格を有する職員、また、事務職員も含め臨時職員の確保が年々困難となっています。今後は本総務省通知も含め関係法令を精査したうえで、臨時職員の年次有給休暇等の服務や処遇、賃金等についても検討していきたいと考えています。ちなみに先程議員ご指摘の総務省の通知によりますところの年次有給休暇の部分なのですが、先程説明がありました労働基準法における年次有給休暇の付与にかかる継続勤務の要件については、勤務の実態に即して断すべきものであるので、期間を定めのある労働契約を反復して短時間労働者を使用する場合、各々の労働契約期間の周期と始期の間に短時日の間隔を置いておくこととしているも、必ずしも当然に継続勤務が出されるのではないことを留意することがあります。この部分、こちらの判断としましては、短時間労働者ということで限定されていますので、臨時的任用職員という分には当たらないという判断ですが、先ほどもありましたように継続の年次有給休暇が取れるかどうかということについては、他の関係法令と精査しまして、できるかぎり、そういった方向でできる形を取っていききたいと思っています。以上です。

杣富議長 藤元議員。

藤元議員 最初の交差点に関する件ですが、県警も強い意向でこういうふうになったというお話しでありましたけども、当面は慣れてもらうためにそういうふうにしておいて欲しいという話を言われました。ということは、今の道路構造のままでも変えられることはできるのかなという、今の言い方だっと思うのですが、道路交通法上、こうしなければいけないということであれば、一旦、優先道路を止めるとか、ということにしないと、今の通行方法とい

うのは変えることはできないのではないかというように思うのですが、その点、もう一回お聞きしたいと思います。それから、就学援助の準備金の問題ですけれど、収入認定しなければいけないという、確かにそういう問題がありますけれども、もう既によその自治体は取り組んでいるところがありますので、そこらは技術的に可能だということだと思ふのです。検討したいということです。そこらを検討して、準備金が数か月遅れて支給されるという、こういう変なことがないように、ぜひ入学前の支給にできるように、そこらを検討していただきたいというふうに思います。それから、職の改善で年次休暇の繰り越しのことについて、検討したいという答弁をいただきました。検討していただいたら良いと思うのですが、実は21年にもそういう通知がきていまして、26年は再度それを促すという形になっていまして、労働基準法をどおりやりなさいという中身ですので、そして、臨時職員が多数を占めて、実際にそういう職員がいないと行政サービスができないという段階になっていきますので、そこらから改善していく方向でいかなければ、臨時職員自体を確保するというのも難しいという話もありましたけれども、ぜひ実現する方向で検討していただきたいと、実際にやっているところもありますので。教師の過重労働、質問の中でも言いましたけれども、即、子ども達に影響を与える問題なわけで、もう一刻の猶予にもならないという感じで、もう既に過労死ラインを超えているという話ですので、これは早急に進めていただいたらというように思います。最後に不妊治療の助成については、実は先程も言いましたが、1年3か月前に早急にやりたいということでしたけど、やられずにいてるのですね。先程も今年度中にやりたいという話でしたので、これをぜひやっていただきたいということをお願いして、最初の交差点の分だけ再問をお願いします。

枅富議長 福井町長。

福井町長 交差点で改善ができると申し上げたのは、ポールを取れるかどうか

の部分だけで、優先道路が変わるというわけではないということです。ですから、皆さんがここで止まって進入もこういうふうなやり方でやるというのが頭に入った、身に付いた段階で取することは可能であるというふうな返事です。以上です。

枅富議長 藤元議員。

藤元議員 おそらく県警の方も実際に現場を見て調査をしていないと思うのです。実際に私も短期間ですけど、ずっとあそこの交差点のところで座って見ていたのですが、これぐらいの台数だと、例えば、警察の方から優先道路を通ろうとすると、正観寺から真っ直ぐ行こうとすると、あつたら通らなければいけませんね。正観寺から来た方は、だけどそういうケースはほとんどなのです。具体のこの台数から言えば、これで先ほども言いましたけど、裏からああいう道ができるとか、バイパスができるとか、そういうことになってくれば、もう激減しますよ。ですので、今の道路の方式、優先道路そのままでなしに、今でも私は優先に通る道があるのかどうかという、疑うぐらいの台数ですので、今の道路のままにして、ポールを取り除くだけというのでなしに、実態を調べてからになるかも知れませんが、激減することは予想されるので、そういう時期がくれば、今のままでなしに、やっぱり元に戻したらいいと思います。あんな通り方は、今でもおかしいなと思うのですが、ぜひそれは検討していただきたいと思います。できれば本当は、直ちにでも、そうしたら慣れてきたらという判断は、県警がするわけですか。そして取りなさいよと言ってくれるわけですか。

枅富議長 福井町長。

福井町長 大変申しわけないのですが、その点については、詰めた協議はしていません。とにかく今の時点では、あのまま使っていただけないかというこ

とです。また、ある時点を捉えて再度要望に行くということは可能かなと思います。

枡富議長 浜内総務課長。

浜内総務課長 1点訂正をお願いします。先程各課の臨時職員の人数の話をしたのですが、町支弁の学校教員6名といていたのですが、5名の間違いです。どうも失礼しました。

枡富議長 藤元議員。

藤元議員 最初の質問のとき、あとは前向きな答弁をしていただいたので、ぜひそれを実行していただきたいと思います。最初の交差点の件は、県警の意向もあってしばらく様子を見なければならないとのことですが、私としては、ポールを取り除き停止線を1本にできるのであれば、そうしていただきたい。ぜひ県警でもそういう相談もしていただきたいなということをお願いして質問を終わります。